

神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者の選定基準等、配点

選定基準 (大項目)	選定基準 (中項目)	選定基準 (小項目)	評価の視点	配点	評価の対象とする 申請書類の該当箇所	根拠となる条例
1 サービスの向上 (50点)	(1) 指定管理業務 実施にあたって の考え方、運営 方針等	施設運営の考え方、運営方針等	施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本方針、考え方	10	事業計画書1-(1) 指定管理業務実施にあたっての考 え方、運営方針等	条例第5条第1号 条例第5条第3号
			業務の一部を委託する場合の業務内容等			
	(2) 施設の維持管 理	施設・設備の維持管理	快適な利用環境を維持するための施設・設備の維持管理の取組	5	事業計画書1-(2) 施設の維持管理	条例第5条第3号 条例第5条第4号
			(3) 利用促進のた めの取組、利用 者への対応、利 用料金	利用促進のための取組	より多くの利用を図るために実施する施設全体の事業の実施方針、内容等 ・「特別会議室」「音楽スタジオ」「トレーニングルーム」「ギャラリー」の4つの 施設機能については、それぞれ利用率向上のための有効な活用方法	10
	より多くの利用を図るために行う施設全体の広報・PR活動	5			事業計画書1-(3)-イ-(7) 利用促進のための取組(その2) 広報・PR活動	
	施設全体の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の実施	5		事業計画書1-(3)-イ-(1) 利用促進のための取組(その2) 自主事業の実施		
	利用者への対応	5		事業計画書1-(3)-ウ-(7) 利用者への対応		
(4) 事故防止等安 全管理	日常時の安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5	事業計画書1-(4)-ア 日常時の安全管理	条例第5条第3号	
		緊急時の対応		事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 急病人等が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に関する職場 研修等)		事業計画書1-(4)-イ 緊急時の対応
(5) 地域と連携した 魅力ある施設 づくり	地域との連携	ボランティア団体、近隣住民等との連携・協力	5	事業計画書1-(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	条例第5条第3号	
2 管理経費の節減等 (30点)	(1) 適切な積算	事業計画等との関係	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	事業計画書2-(1) 適切な積算 収支計画書(様式3-1、3-2) 平成28～32年度の収支計画書	条例第5条第5号
			(2) 節減努力等	提案額	最低納付金からの増額度合いを次の計算式により算出。計算値 が配点を超える場合は配点を上限 $\frac{\text{申請者の提案額} - \text{積算価格(最低納付金)}}{\text{満点となる納付金} - \text{積算価格(最低納付金)}} \times 25$	
3 団体の業務遂行能力 (20点)	(1) 人的な能力、執 行体制	執行体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置 等	5	事業計画書3-(1)-ア 執行体制	条例第5条第4号
		人材育成等	指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採 用		事業計画書3-(1)-イ 人材育成等	
		委託業務のチェック体制	業務の一部を委託する場合の管理・指導体制		事業計画書3-(1)-ウ 委託業務チェック体制	
	(2) コンプライア ンス、個人情報保 護、社会貢献	諸規程の整備	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整 備、法令遵守の徹底に向けた取組 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無 ならびに事故等があった場合の対応及び再発防止策構築	5	事業計画書3-(2)-ア 諸規程の整備	条例第5条第3号
		個人情報保護の考え方	個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個 人情報の取扱い		事業計画書3-(2)-イ 個人情報保護の考え方	
		障害者雇用への配慮	法定雇用率、障害者雇用促進の考え方と実績		事業計画書3-(2)-ウ 障害者雇用への配慮	
	環境への配慮、その他社会貢献	指定管理業務を行う際の環境への配慮 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績	事業計画書3-(2)-エ 環境への配慮、その他社会貢献			
(3) これまでの実績	これまでの実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績 他の自治体における指定取消しの有無	5	事業計画書3-(3) これまでの実績	条例第5条第3号 条例第5条第4号	
(4) 財政的な能力	財務状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての法人等の経営状 況、法人等の事業の継続性・安定性の度合い、法人等の事業の信頼性の 度合い	5	法人等の事業計画書、収支予算書、 事業報告書及び決算書類 収支計画書(様式3-1、3-2) 平成28～32年度の収支計画書	条例第5条第5号	

1 「適切な積算」の評価について

積算に重大な誤りがある、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはありませんが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合、「適切な積算」の評価を0点とすることがあります。

2 「節減努力等」の評価について

「適切な積算」において満点である5点を得た場合にのみ評価します。

計算式の算定結果が「節減努力等」の配点を超える場合でも、「節減努力等」の配点が上限となります。